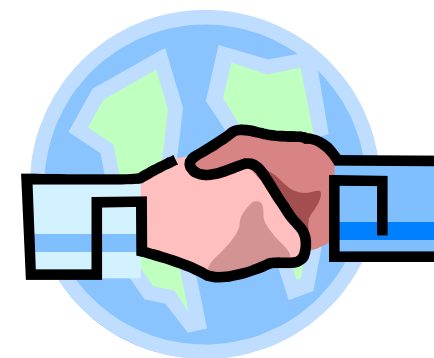


ごあいさつ

市川正樹税理士事務所は、お客様との『つながりを大切にする』を信念に、
「誠実・安心・信頼」を、常に心掛けております。

お客様の『笑顔』を大切にして、末永いお付き合いを願っております。

☆ひと言申し上げます☆



相続税の試算は、簡易的に相続税額を計算しております。

実際の相続税申告では、詳細に財産の調査を行ない、税法令等に基づいて、
相続税額を計算いたします。

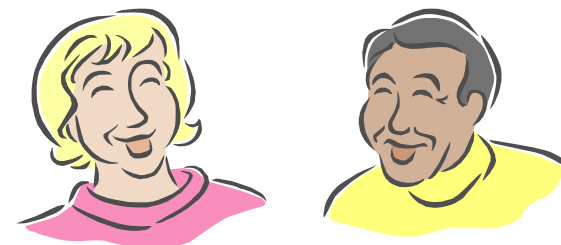
小さな事でもお気軽に
ご質問・ご相談ください

税理士・行政書士
市川正樹事務所
0463-54-5366



☆私の体験

私は30歳の時に、祖父・祖母が相次いで亡くなり、初めての「相続」を体験しました。
私は、税理士事務所に勤めながら、税理士になる勉強をしていたので、「相続」を知っていたつもりでした。
人が亡くなれば、その方(被相続人)の「財産」を、家族の方(相続人)が受け継ぎ、「相続税」を納めることになる。
今にして思えば、「相続」のことを全く分かっていなかったと恥ずかしくなります。
私が「相続」を体験したときに、本心から「面倒だなあ～、どうでもいいや～」と思いました。
なぜなら、たくさんに悩むことがあるのに、「相談できる人」がいないために、分からない「不安」と、決める「怖さ」から、「相続」を逃げ出したい気持ちでした。
「相続」の想いは、十人十色、家族でさえ違いますので、他の人と同じ「相続」は無いと、私は思います。
私の身近に「相談できる人」がいたら、相続の「不安」や「怖さ」は、無かったのかもしれませんが。



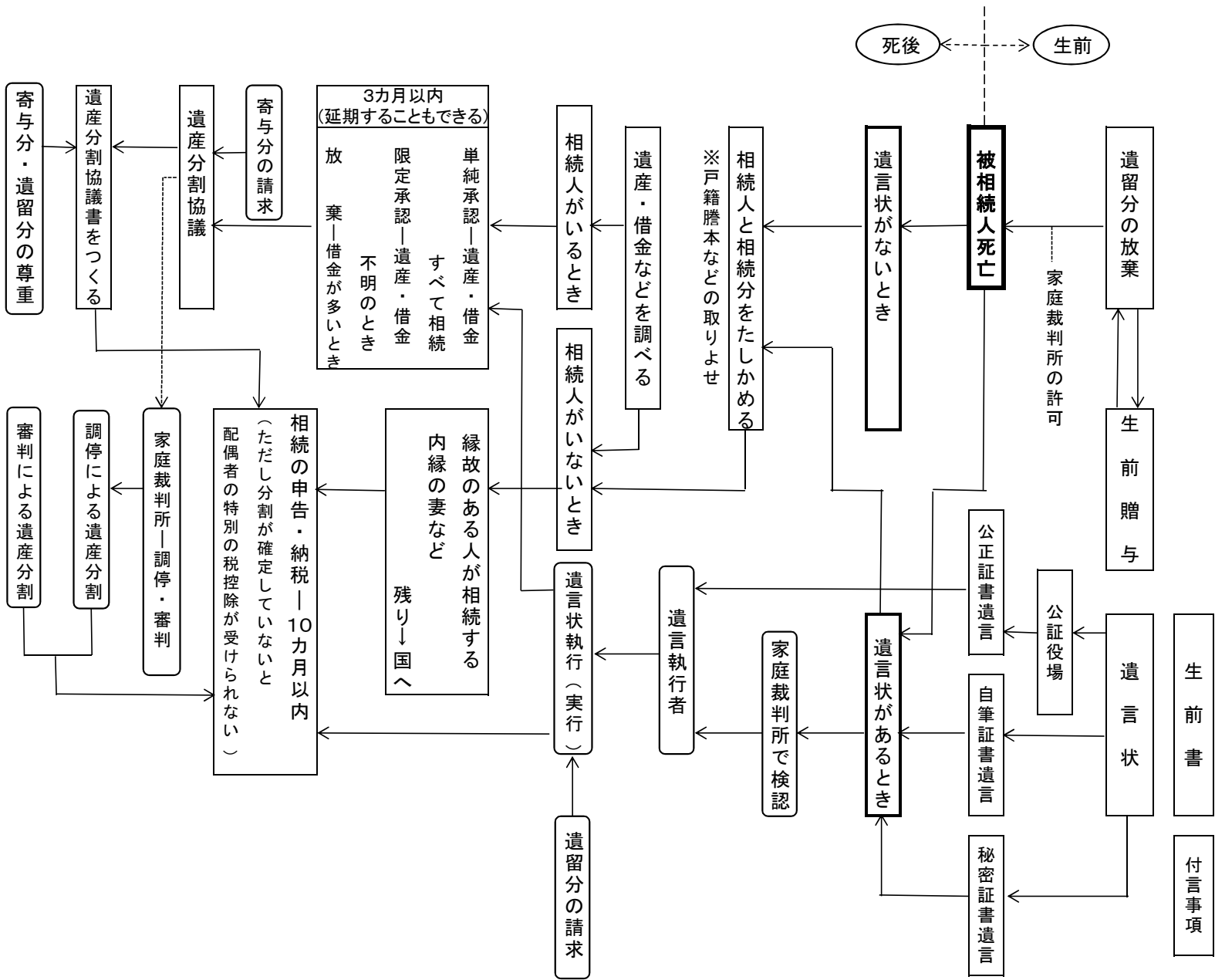
☆おねがい

どなたでも、「相続」をご経験されます。
「相続」は、財産を受け継ぎ、「相続税」を納めるだけではありません。
「相続」により、家族の方が「不安」や「怖さ」の気持ちにならないように、「相談できる人」を身近にしてください。
税理士は、「相続」を最も体験している専門家であり、信頼できる者です。

「相続税の試算」は、ご家族の「将来の幸せ」になります。
試算により「相続税」を納めることになるときには、早くから「相続税の対策」を行なうことができます。
そして、「相続税」を納めないことになるときでも、「将来の生活設計」を行なうことができます。

「相続」・ご家族の「想い」を、ご相談ください。

相続手続きの流れ



☆ご用意・ご確認ください

土地・家屋名寄帳
所得税確定申告書
預金残高証明
株式明細書
生命保険証券
建物保険証券
借入金契約書

☆お答えください

配偶者を	含む・含まない
相続人の数	人
現預金残高	円
株価残高	円
生命保険金	円
建物保険金	円
借入金	円

☆お持ちであれば・・・

土地明細図
地積測量図
不動産登記簿謄本



☆相続税試算の料金

面談手付金 10,000円
基本料 100,000円
土地評価 20,000円
消費税 円
実費料 円

- * ご相談時にお預りして、基本料に充てます
- * 1団の土地ごと。1団とは、ひとまどりの土地のことです。
- * 地図・測量図・謄本、各500円 金額は必要な枚数によります。

☆おすすめ提案と料金

資産税提案 30,000円 ~ * 固定資産税の見直しと節税を提案いたします。
生活設計書 30,000円 ~ * 将来の必要生活額を計算いたします
遺言書作成 100,000円 ~ * 遺言書の作成と手続きをいたします。
* 消費税別途

税理士・行政書士

市川正樹事務所



0463-54-5366

相続税の試算

氏名： _____ 様

円単位
相続財産額 159,425,877

* 財産-債務

基礎控除額 50,000,000
30,000,000

* 基礎控除額

* 1千万円×法定相続人の数

* 配偶者と子2人の場合

課税遺産総額 79,425,877

* 法定相続分に応じた計算

相続税額 10,899,200

* 相続人の納税額

配偶者: 5,942,400

子: 2,478,400

子: 2,478,400

ここがポイント

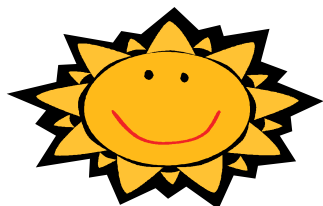
配偶者税額軽減を適用すると、

相続税額 4,956,800

配偶者: 0

子: 2,478,400

子: 2,478,400



○ 相続税の速算表

課税価額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

* 平成29年時点による。

* 配偶者税額軽減とは、

1億6千万円または配偶者の法定相続分のいずれが多い金額までは、相続税がかからないという特例です。この特例は、相続税申告書を申告期限までに提出し、各相続人に分割されていないと、適用できません。ただし、遺産が分割されていない場合でも、申告期限から3年以内に分割すれば、この特例が適用できます。

不動産の評価表

☆ アドバイス ☆

* 土地 現況	所在	m ²	路線価		評価額	区域	事業 活用性	税額軽減		納税 物納
			倍率					小規模	広大地	
自宅	東真土3-3-5	142.00	110,000		23,925,748	市街化	○	◎	○	×
	東真土3-3-6	350.00	110,000							
駐車場	西真土3-3-5	881.00	85,000		31,325,717	市街化	◎	○	○	○
畑	東真土1-2-3	431.00	85,000		36,462,600	市街化	○	○	◎	○
畑	東真土1-2-4	360.00	85,000		30,456,000	市街化				
畑	東真土1-3-6	420.00	85,000		35,532,000	市街化				
畑	西真土7-8-8	1,052.00	34		2,324,920	調整	△	△	×	○
畑	西真土7-8-9	992.00	27		1,874,880	調整				
山林	万田552-1	578.00	12		284,376	調整	△	△	×	○
山林	万田552-2	234.00	12		115,128	調整				
保安林	平塚1436	806.00	12		396,552	調整	×	×	×	○
保安林	平塚1437	676.00	12		332,592	調整				

163,030,513

* 建物 現況	所在	m ²	評価額	築年
居宅	東真土3-3-5	204.78	5,691,212	平成15
物置	東真土3-3-5	59.20	176,145	昭和50
車庫	東真土3-3-5	24.79	107,198	昭和50
物置	東真土3-3-5	15.67	25,353	昭和54
事務所	東真土3-3-5	138.59	7,025,881	平成21

13,025,789



みなし相続財産

* みなし相続財産とは、被相続人が亡くなることで、財産とみなすものを言います。

① 3年以内の贈与財産

被相続人が亡くなる3年以内に贈与された財産は、相続財産となります。
ただし、贈与税を支払っているときは、相続税から差し引かれます。

② 生命保険金・死亡退職金

被相続人の死亡によって、受け取る保険金や退職金・功労金は、相続財産となります。
相続財産額＝受取保険金等－控除額(500万円×法定相続人の数)

③ 建物保険・家財保険

被相続人が建物や家財の保険を支払っていたときは、亡くなった時の解約返戻金が相続財産になります。

④ 定期金

被相続人が家族名義の年金や生命保険を支払っていたときは、その掛金が相続財産となります。

⑤ 家族名義の預貯金等

被相続人が家族名義の預貯金をしているときは、その預貯金も相続財産となります。
また、被相続人が支払った家族名義の株式も同じです。

⑥ 債務の免除

被相続人が家族の借金を帳消し、または支払ってもらったときは、その金額が相続財産となります。

* その他にも、相続財産とみなされる財産はあります。

また、ご自宅に置いている金品や親類等に預けている金品も、相続財産になります。



相続税の納税

(1) 納税の原則

相続税の納付期限は相続税の申告期限と同じで、相続の開始を知った日の翌日から10ヶ月以内です。
この納付期限までに、金銭で全額を納付するのが原則です。

(2) 納税の特例(延納・物納)

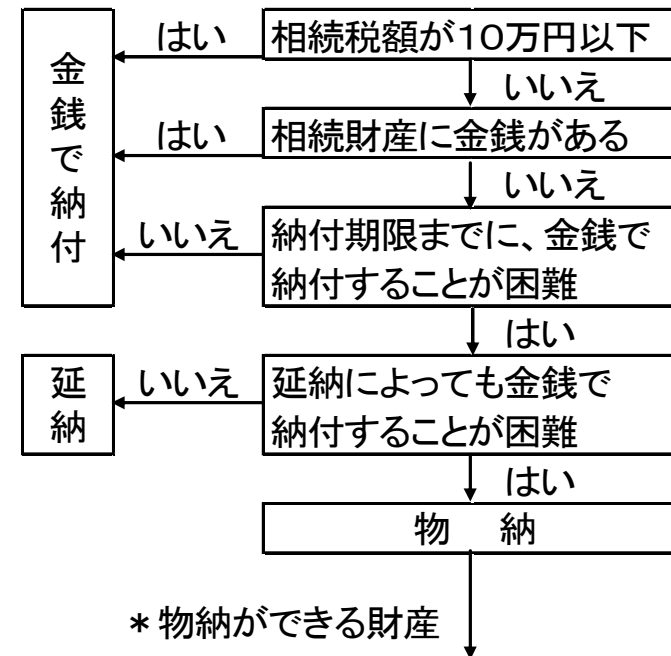
金銭で全額を納付することが困難な場合には、相続税を分割払いで納付することができます。
これを延納(えんのう)といいます。
また、延納によっても納付が困難な場合には、相続財産で納める物納(ぶつのう)があります。

(3) 延納・物納による納税

延納・物納をする場合には、納付期限までに納税地の所轄税務署長に申請書を提出しなければなりません。

- ① 延納は50万円未満で、延納期限が3年以下ならば、担保は必要ありませんが、50万円超、3年以上の場合には、担保を提供します。
- ② 物納は相続税だけに認められており、その他の税金では認められていません。

納税の方法



- (1) 国債・地方債・不動産
- (2) 社債・株式・証券投資信託など
- (3) 動産(書画・骨董・美術品など)